

第1章 計画の基本的な考え方

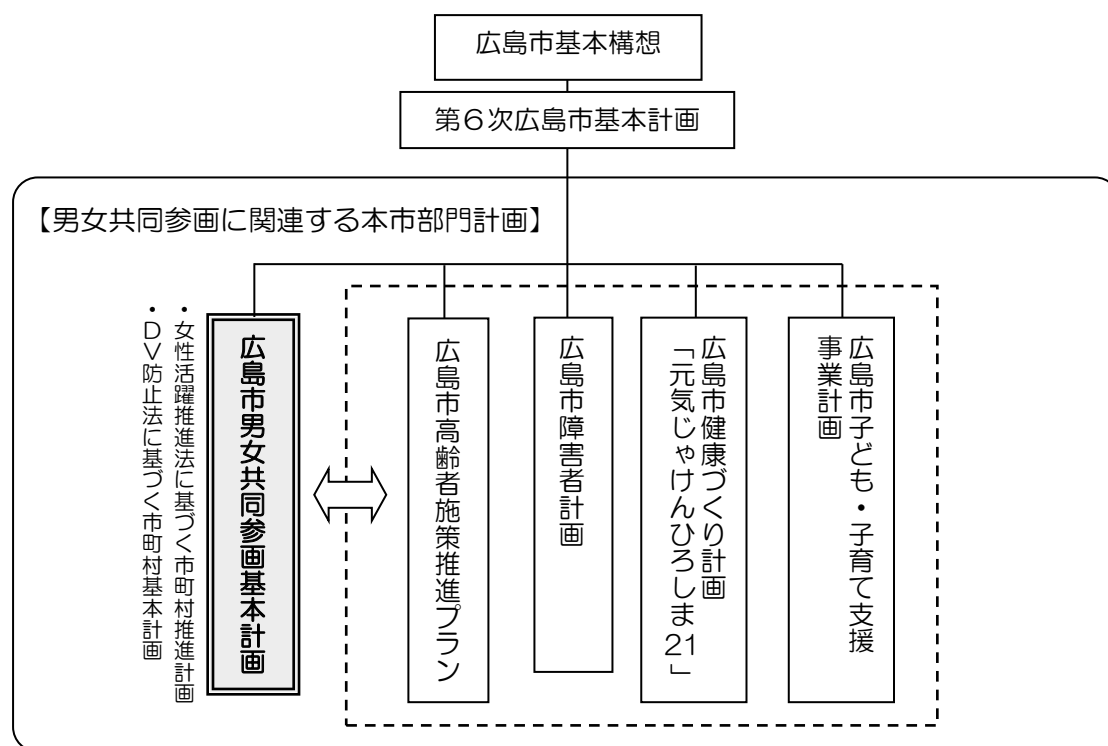
1 計画の目的

「第3次広島市男女共同参画基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）は、「広島市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、本市が目指す「国際平和文化都市」に欠かせない要件の一つである、性差による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

第3次基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画及び条例第8条に基づく基本計画であり、「第6次広島市基本計画」の部門計画として位置付けます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画としても位置付けます。



3 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とします。

4 計画において取り組むべき事項

(1) 「第2次広島市男女共同参画基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）の推進状況等を踏まえた課題への対応

第2次基本計画の推進状況や市民を対象に実施した男女共同参画に関するアンケート等の調査結果等を踏まえて整理した以下の各課題に対応した施策を盛り込みます。

- 本市及び企業等での女性の職域拡大や管理職への登用の一層の促進
- 男女が個性や能力を発揮して働くための職場環境づくりや意識改革、社会基盤整備の推進
- 生活上の困難に対する支援の一層の充実と多様性を尊重する環境の整備の推進
- 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援の一層の充実
- 男女共同参画についての意識を高めるための教育・啓発の一層の推進

(2) 社会情勢の変化に伴う課題への対応

少子高齢化、働き方・暮らし方の変革、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行など、社会情勢の変化に伴い様々な課題が一層顕在化することが懸念されるため、これらの課題に対応した施策を盛り込みます。

(3) 国の動向等への対応

「第5次男女共同参画基本計画」の策定（令和2年(2020年)12月閣議決定）を始めとした国の動向等に対応した計画とします。

ア 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成30年(2018年)5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務を定め、政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど自主的に取り組むよう努めることとされました。

イ 「女性活躍推進法」の改正

令和元年(2019年)6月に「女性活躍推進法」が改正され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主における女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設され、さらに、令和4年(2022年)4月1日からは一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されることとなりました。

ウ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の改正

令和元年(2019年)6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、事業主が職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を行うことを義務付けるとともに、労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント等を相談したことを理由とする不利益取扱いを禁止することなどとされました。

エ 「児童福祉法」等の改正

令和元年(2019年)6月に「児童福祉法」等が改正され、DV防止対策と児童虐待防止対策の連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努め、児童相談所は、DV被害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよ

う努めることとされました。

オ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」の改正

令和元年(2019年)12月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」が改正され、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができることとなりました。

カ 「少子化社会対策大綱」の策定

令和2年(2020年)5月に総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子育て世代への対応として、令和7年(2025年)までに男性の育児休業取得率を30%とするなどの数値目標が掲げられ、配偶者の出産直後に休業を取得しやすくなる仕組みの検討を行うことなどが示されました。

キ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定

令和2年(2020年)5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項が示されました。

ク 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年(2020年)6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2年度(2020年度)から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策の推進、教育・啓発の強化に取り組むこととされました。

ケ 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

国の「第4次男女共同参画基本計画」の計画期間が令和2年度(2020年度)で満了するため、令和元年(2019年)11月に内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し諮問し、令和2年(2020年)11月に同会議から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について(答申)」が示されました。これを受けて、令和2年(2020年)12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)との関連

平成27年(2015年)9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標(SDGs)のうち関連するものを示します。

【第3次基本計画に関連するSDGs】



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

	3 全てのの人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

5 計画の基本方針

第3次基本計画では、5年間で集中的・重点的に取り組むための5つの基本方針を設定し、各基本方針に沿った基本施策・具体的施策を掲げて展開します。

- 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 3 安心して暮らせる社会の実現
- 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

6 計画における施策の指標

第3次基本計画では、基本方針ごとに施策の指標を掲げ、それぞれ目標値を設定の上、達成を目指します。

7 本市が目指すべき姿

第3次基本計画では、次に掲げる姿を目指します。

本市が目指すべき姿

国際平和文化都市

世界に輝く平和のまち

国際的に開かれた活力あるまち

文化が息づき豊かな人間性を育むまち

男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる『男女共同参画社会』の実現を目指す

市、市民、NPO、
企業等の連携・協
働による取組

第3次広島市男女共同参画基本計画の基本方針

- 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 3 安心して暮らせる社会の実現
- 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【広島市男女共同参画推進条例】

(前文)

「平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。」

(基本理念)

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
- 3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
- 4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
- 6 国際社会の動向への留意